

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	商店街振興組合の設立認可	
処 分 の 概 要	商店街振興組合の設立の認可については、地区、組合員資格等が法律等の要件を備えていなければ認可できない	
根 拠 法 令 名	商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)	
条 項	第36条第1項	
所 管 課	地域経済課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	14日	
標準処理期間	計	14日
審査基準	<p>商店街振興組合法第36条第2項及び、「商店街振興組合法に基づく組合の設立等の指導方針及び認可基準について」に定める基準に適合すること。</p> <p>【根拠法令等】 <商店街振興組合法> 第三十六条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、経済産業省令で定めるところにより、行政庁に提出して、組合の設立の認可を受けなければならない。 2 行政庁は、前項の組合の設立の認可の申請が第六条及び第九条又は第十一条の要件その他政令で定める要件を備えていると認めるときでなければ、認可をしてはならない。 3 行政庁は、第一項の規定による認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、当該発起人に通知しなければならない。</p> <p>第六条 商店街振興組合の地区は、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の三十人以上が近接してその事業を営む市(特別区を含む。第十一条第二項及び第八十八条の場合を除き、以下同じ。)の区域に属する地域であつて、その大部分に商店街が形成されているものでなければならない。ただし、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の三十人以上が近接してその事業を営む地域であつてその大部分に商店街が形成されているものが、市の区域と当該市に隣接する町村の区域にまたがる場合は、当該商店街が形成されている地域の大部分が当該市の区域に属する場合に限り、当該町村の区域にまたがる部分の地域をその地区に含むことができる。 2 商店街振興組合の地区は、二以上の都府県の区域にまたがるものであつてはならない。</p> <p>第九条 商店街振興組合は、組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となり、かつ、総組合員の二分の一以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営む者であるものでなければ、設立することができない。</p> <p>第十一条 連合会は、会員たる資格を有する組合の二分の一以上が会員となるのでなければ、設立することができない。 2 市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。以下この項において同じ。)の区域に属する地域の全部をその地区とする連合会又は市の区域に属する地域の一部を地区とする商工会議所が設立されている場合においては、当該市の区域に属する地域のうち当該商工会議所の地区である地域の全部をその地区とする連合会は、設立することができない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

<商店街振興組合法施行令>

第1条 商店街振興組合法(以下「法」という。)第36条第2項(第62条第3項、第73条第4項又は附則第3条第6項において準用する場合を含む。)の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 設立その他の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。
- 二 事業を行うために必要な経営的基盤を有していること。
- 三 申請に係る商店街振興組合又は商店街振興組合連合会(一又は二以上の都道府県の区域を地区とするもの及び都の区の存する区域又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域に属する地域を地区とするものを除く。以下この条において同じ。)の地区の全部又は一部を地区の全部又は一部とする商工会議所又は商工会が設立されているときは、その商店街振興組合又は商店街振興組合連合会が設立されること等により当該商工会議所又は商工会の組織又は運営に支障を生ずるおそれがないこと。

<商店街振興組合法に基づく組合の設立等の指導方針及び認可基準について>(抜粋)

第三 組合の設立等の認可について

1. 組合の設立の認可の基準

設立の認可の基準は、法第36条第2項および商店街振興組合法施行令(昭和37年政令第321号。以下「施行令」という。)に規定されているが、これらの規定の運用については特に次の事項に留意するものとする。

(1) 法第6条において「商店街が形成されている」とは商店が近接密集して、社会通念上一つの街区を形成しているものとみられるものであれば足り、必ずしもすべての商店の店舗が軒をつらねていることを必要としない。

(2) 施行令第1号の「設立の手続が法令に違反していないこと」を審査するに当たっては、次の点を特に慎重に検討するものとする。

イ 設立同意者が組合員資格を有する者であること。(法第8条および第10条参照)

ロ 発起人が法定数を充足し、かつ、組合員になろうとする者であること。(法第34条参照)

ハ 創立総会の開催公告が適法になされていること(法第35条第1項および第2項参照)

二 創立総会が法定数を充足して開催され、かつ、各議案につき適法に議決されていること(法第35条第5項および第6項参照)

(3) 施行令第1号の「定款または事業計画の内容が法令に違反していないこと」を審査するに当たっては、次の点を特に慎重に検討するものとする。

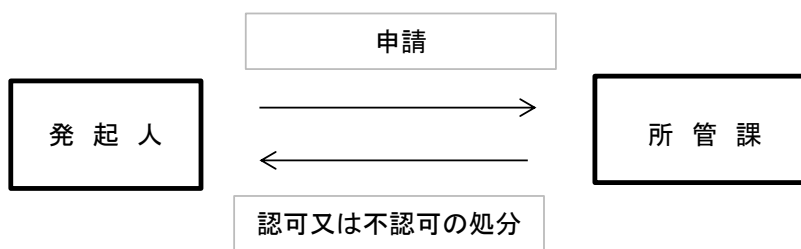
イ 法第1条の目的ならびに第4条の基準および原則に適合していること。

ロ 法第13条第1項または法第19条第1項に規定されている事業以外の事業を行うものでないこと。

ハ 法第42条に規定する定款の絶対的記載事項を記載してあること。

(4) 施行令第2号の「事業を行うために必要な経営的基礎を有していること」を審査するに当たっては事業計画を円滑に実施するために必要な出資および収入があるかどうかを特に慎重に検討するものとする。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。